

## 重 要

### 宮城県外の「みなし仮設住宅」に入居されている皆様へ

東日本大地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

さて、東日本大震災から6年以上が経過し、宮城県内では、災害公営住宅や公共インフラ等の整備が順調に進み、県外に避難されている皆様の帰郷を迎える準備が着々と整いつつあります。

応急仮設住宅の供与期間は、被災元市町ごとに災害公営住宅等の住宅整備事業の進捗状況により判断し、概ね事業が完了した市町の被災者から供与を順次終了しており、あわせて、県外の「みなし仮設住宅」の供与も終了することとなっております。

「みなし仮設住宅」の供与を受けている県外避難者の皆様におかれましては、改めて契約書等により自己の供与期間を御確認いただくとともに、宮城県への帰郷又は現住地への定住の判断を含めた供与期間終了後の生活再建方針について御検討願います。

特に、「みなし仮設住宅」の供与期間内での退去が難しい状況が予想される場合には、早めに当該住宅の貸与契約を行った都道府県（市区町村）等又は下記窓口まで御相談いただきますようお願いいたします。

なお、「みなし仮設住宅」の供与終了に当たっては、供与期間内での退去が必要となりますことから、仮に期間内での退去ができなかった場合には、当該住宅の貸与契約を行った都道府県（市区町村）等から、退去を求める民事訴訟の提起及び実際に退去する日までに生じた損害金等の請求を受ける場合がありますので、特に御注意願います。

※ みなし仮設住宅・・・公営住宅、民間賃貸住宅、雇用促進住宅、UR賃貸住宅、公務員宿舍その他住宅で、災害救助法の規定に基づき、応急仮設住宅とみなして供与されているもの

#### 【お問い合わせ先】

宮城県震災復興・企画部 震災復興推進課

電話 022-211-2408（平日8：30～17：15）

E-mail : [fukusuif2@pref.miyagi.jp](mailto:fukusuif2@pref.miyagi.jp)